（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

14　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

15～17　（略）

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

14　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。

15・16　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

（北上土地改良調査管理事務所）

第二百六十八条　（略）

2・3　（略）

4　北上土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設再編専門官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

（新設）

14～16　（略）

（西北陸土地改良調査管理事務所）

第二百七十四条　（略）

2・3　（略）

4　西北陸土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、管理調整官、技術調整官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課

5～13　（略）

（新設）

14・15　（略）

（木曽川水系土地改良調査管理事務所）

第二百七十五条　（略）

2・3　（略）

4　木曽川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、洪水調節機能強化専門官、調査計画専門官、環境調査専門官、耐震対策専門官、技術調整官、権利保全対策官、保全整備専門官、施設復旧対策専門官及び施設管理調整官それぞれ一人を置く。

庶務課
企画課
調査課
計画課
財産管理課
保全課